Monthly Report さんぱ会 (産業保健研究会)

月例会ダイジェスト【52】

ICT (情報通信技術)を利用した遠隔医療は今後どのようになっていくのか――。医療現場では2018年4月、保険診療としての「オンライン診療」が可能となった。テレビ電話を用いた生活習慣病の管理や、睡眠時無呼吸症候群の遠隔モニタリング管理など新たな展開が進む中、産業保健にも遠隔医療による変化の波が押し寄せ始めている。今回のさんぽ会では、「産業保健×遠隔医療の未来予想図」と題して、厚生労働省で医系技官としてこの分野に携わり、現在、千葉大学病院病院経営管理学研究センター特任講師の吉村健佑氏を招いて開催された。コーディネーターは、小島健一氏(鳥飼総合法律事務所)、白田千佳子氏(株式会社リンケージ)、武藤剛氏(順天堂大学)の3人。

吉村氏は前半の講演で、遠隔医療の普及・促進には、 ①遠隔医療の要件の明確化、②インセンティブの付与、 ③医療従事者の遠隔医療のリテラシー向上、④遠隔診療 の有用性の評価、の4つが柱になると説明。厚労省により2018年3月にオンライン診療のガイドラインが公表された経緯を述べ、テレビ電話などを使って診療を行う「オンライン診療」ではガイドラインが全面適用、患者の話を聞いて受診すべきなどの"判断"が加わる「オンライン受診勧奨」では一部適用、一般的な医学情報の提供で"判断"が加わらない「遠隔健康医療相談」では適用なしとする3つに分かれるとし、「遠隔医療の大きな括りの中で、対患者サービスの部分を取り出したため、今回『オンライン診療』という名称になった。医者同士や医者と看護師などのやり取りは適用外で、今後整理する方向」と解説した。

同年4月の診療報酬改定では、オンライン診療料、オンライン医学管理料、遠隔モニタリング加算が新設されたが、オンライン診療料の算定には小児科療養指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料を除き、緊急時に概ね30分以内に当該医療機関が対面による診察に切り替えられる体制であることが基準に記されている。だが、「このままでは、本当の僻地の患者さんにオンライン診療は届かない。当初から批判はあるが反対者もいて、今のところ政治的に妥結したのはここまで」と現状を明かした。

また、吉村氏は、今回の改定で勤務場所等に関する要件も緩和された点にも触れ、「これまで医療は医療機関の中でしか提供できなかったが、週24時間以上勤務する医師であれば、ICTを活用して家で病理や画像診断をしても保険診療として算定できるようになった。これは産業保健

に非常に活用できる」と指摘した。

産業保健については、保険診療ではないが、企業の健康保険組合など信頼できる実施主体がICTを使う場合に限定し、従業員に対してニコチン依存症の治療をする禁煙外来が可能になったことを例示。「皆さんにお願いしたいのは、実践したら効果検証をして成果をまとめ、発表して欲しい。そうすれば、効果があるとして拡大していく」と訴えた。

そして、今回最も重要な点として、ストレスチェックの事後面談、長時間残業面談もICTを用いて可能になったことを強調した。対象の労働者が所属する企業の産業医等は、相互に表情・顔色・声などを確認できるといった一定の要件を満たせば、テレビ電話などを用いた面接が可能になった。今後は「自宅療養中の従業員とテレビ電話で個別面談するのは現実的。テレビ電話による復職判定はハードルが高いが検討されていくだろう。専門家間のコミュニケーションとしては、安全衛生委員会へのテレビ電話での参加や、遠隔と対面を組み合わせた職場巡視が考えられる」と見通した。

最後に、産業保健にこれから必要なポイントとして、① 通知・ルールを再度確認する、②遠隔医療が活用できる 場面は何かを話し合う、③理性だけでなく感性にも訴えて 行動変容を促していくことを挙げ、「産業医をはじめ多領 域の専門家・ベンダー・人事労務スタッフ・従業員の連携 が重要」と締め括った。

後半は活発なディスカッションが展開された。海外に長期滞在する産業医にメンタル不調の従業員とICTを使って面談をすることは法令に抵触しないかとの質問に、吉村氏は私見とした上で「海外にいる場合は産業医面談とみなさず、あくまで参考意見として専門家と本人の間でのやり取りとし、責任は事業主や従業員のいる事業場の別の産業医が負うならば問題ない」と回答。遠隔による予防と治療の未来について問われると、「治療の山は高いが、その前後、一次予防だけでなく、再発を防ぐ三次予防も含めた裾野にチャンスがあるのは間違いない。そこの抜け落ちているサービ



吉村健佑氏

スにICTを用いローコストでどうアプロー チできるか、そこを埋めていくのが大き な社会正義ではないか」と応じた。

参加者は今回、もうすぐ本格的に到来するであろう遠隔医療の未来予想図を思い描けたのではないだろうか。

さんぽ会の詳細は下記サイトをご覧ください。

- ●ホームページ http://sanpokai.umin.jp/
- FBページ http://www.facebook.com/sanpokai